



2021年2月12日

各 位

会社名 株式会社ヘッドウォータース  
代表者名 代表取締役 篠田 庸介  
(コード番号：4011 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 兼 管理本部長 原島 一隆  
(TEL 03-5363-9361)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月29日開催予定の当社第16期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年3月29日(月)
定款変更の効力発生日	2021年3月29日(月)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条～第 1 8 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 9 条 (員数) 当社の取締役は、1 0 名以内とする。</p> <p>第 2 0 条 (選任方法) 1. 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行通り)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査等委員会 (削 除) ③会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条～第 1 8 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 9 条 (員数) 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、1 0 名以内とし、<u>監査等委員である取締役は 5 名以内</u>とする。</p> <p>第 2 0 条 (選任方法) 1. 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により</u>選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 4. 当社は、法令に定める<u>監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において予め補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。<u>但し、任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべきとき迄とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第21条（任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。</p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべきとき迄とする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内</u>に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時迄とする。</p>
<p>第22条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からその決議により</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第23条（現行通り）</p>
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第25条（現行通り）</p> <p><u>第26条（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条（条文省略）</p>	<p>第27条（現行通り）</p>
<p>第27条（議事録）</p> <p>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名もしくは記名</p>	<p>第28条（議事録）</p> <p>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名もしくは記名押印し又は電子</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>押印し又は電子署名を行う。</p>	<p>署名を行う。</p>
<p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>
<p>第29条（条文省略）</p>	<p>第30条（現行通り）</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員及び監査等委員会</u></p>
<p>第30条（員数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条（選任方法） <u>1. 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条（任期） <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するとき迄とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条（監査役会の招集通知） <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第36条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第37条（議事録）</u>  <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名もしくは記名押印し又は電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条（監査役の責任免除）</u>  1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p><u>第31条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u>  1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第33条（監査等委員会の決議方法）</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>第34条（監査等委員会規程）</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p><u>第35条（議事録）</u>  <u>監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名もしくは記名押印し又は電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>1.（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>2021年3月開催の第16期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>

以 上